

委員会レポート

総務委員会・経済建設委員会・文教厚生委員会の3つの常任委員会があります。議員は必ずどれかの委員会に入らなければなりません。全議員が出席する本会議とは別に、各委員会でもその委員会に委ねられた議案に対する話し合いがされます。



定例会総括

委員会レポート

一般質問

オンライン会議

意見交換会

大学生レポート

追跡レポート

住民の声

総務委員会	町全体の総務・企画・会計・監査、議会、選挙、その他
経済建設委員会	経済、土木、工業用水道、農業
文教厚生委員会	福祉、子育て、教育、住民

総務委員会 レポート

新型コロナ、第2波・第3波 にそなえた対策を!

避難所運営の 課題は

コロナ対策の財源 確保は



避難所となった野外活動研修センター

Q これから梅雨に入る
今後の対応は

A 先進的な取り組みを
している益城町を視察
し、防災関係者会議を開
催した。

その中での感染症対策
として検温や消毒と合わ
せ避難所の増設等を検討
している。

Q 自主財源の減少が心
配だが現状は

A 財政調整基金は16億
5千500万円、感染症
対策優先で後年度でもよ
い事業は後回し、有利な
財源があれば躊躇するこ
となく実施する。

【大津町議会のこぼれ話】

今回の欄外(最下部)では議員がよく住民の皆様にも聞かれる内容をまとめてみました。

経済建設委員会 レポート

町独自の経済対策は 周知の徹底を！

町独自の支援金は

Q 新型コロナナへの町独自の経済対策の内容と支給要件は明確か。

A 国の持続化給付金の支給要件に当てはまらない、売上減少率30〜50パーセントの事業者に対して、県が支給する支援金に町独自で10万円を上乗せする。



商工会との意見交換会

支援金の周知は

Q 十分な申請期間を取るとともに、周知の徹底が必要かどうか。

A 予算成立後、早急に必要な要綱を定め受付を開始し、期限は来年2月末までと考えている。周知の方法は、ホームページやライン、回覧板で行い、さらに県から事業継続支援金の対象者の情報を得て該当者には、個別にも案内をする予定である。



商工会が行っている飲食店応援企画

文教厚生委員会 レポート

コロナ禍には支援の進化で！

不安を抱える 妊産婦への支援は

Q 妊産婦に対する電話支援の具体的内容は。

A 3月から5月までの乳幼児健診を中止延期したことに伴い電話による支援を行っているが、回線を増設（2⇄4回線）し、個人の状況に応じて定期的に連絡したい。

Q 顔を見て判断しないとわからない部分もあるのではないかと。テレビ電話など新しいやり方を取り入れる考えはないか。

A テレビ電話は効果的な手段だと思っているので検討したい。



電話ではわかりにくい子どもの発育

児童生徒用タブレット パソコン導入の目安は

Q タブレットパソコンは調達できるのか。

A 県の共同調達で、年末から年度内の納品予定。また、校内ネットワーク環境整備も年度内の完了に向けて進めている。今後、休校になった場合に備え、オンライン授業だけでなく通信障害等も想定し最善の方法を検討したい。



タブレットパソコンでの授業風景（※先生はフェイスシールド着用）

ピックアップレポート!!

「公有財産の処分について」

この議案は、平成27年度に民間が福祉事業を行うため5年間の賃貸借契約を行っていた用地について、今回その契約が終了するにあたり、相手方より売買の申し出があり、売却をしようとするものです。

付託を受けた総務委員会では、6月11日に所管課より説明を受け、さらに審議を深める必要があると判断したため、翌12日及び16日に参考人として町顧問弁護士を招致し、意見の確認も行いながら計3回の委員会において審議しました。

Q1 議案の鑑定価格は5年前の鑑定であり、今回売却しようとするなら、改めて不動産鑑定を行うべきでは。

A1 双方の同意で、交渉開始時点の価格です。

Q2 実際に事業を行っている社会福祉法人への売却ではなく、その関係企業への売却なのはなぜか？

A2 社会福祉法人では経営的に厳しい状況にもあるとのことで、先方からの希望もあり、関係企業を売却の相手方とすることになりました。

Q3 今回の売却案では、**A**鑑定価格から**B**土地の造成整地費用を差し引いている。関係企業に売却するのに、造成費を差し引くことは成り立たないのではないかと？

A3 売買金額については、双方の同意で決められる。

論点・参考人の意見は

論点1 町有地を第三者の関係企業に売却するに当たり、造成費用3700万円を差し引くことは、法的に問題はないか。

論点2 造成費差し引き後に社会福祉法人に対して10%控除を予定している。この優遇措置の根拠条例と妥当性の説明はできるか。



解体造成後の現地写真

意見 参考人の意見としては法的に問題はなく『今回の売却提案に対して、自治体の財産を一般的には、誰に対していくらで売却するかは、合法であると解釈される。』

また、案件の土地売却で誰かが不当な利益を手にするなどの問題がない限り、地方自治法を根拠として、今回の町有地売却で譲渡することが妥当かどうかは、町民の代表としての議会の判断にゆだねられる。

結果

本議案については、総務委員会では全員賛成で可決すべきものとし、本会議では賛成多数により可決となりました。